

## 陸前高田都市計画公園の変更について

日時：令和元年5月31日（金）午後 7時から  
6月 1日（土）午前10時から  
場所：市役所4号棟3階第6会議室

### 目 次

- はじめに ..... p1
- 1 市決定案件について（5・5・1号高田松原公園） ..... p2
- 2 県決定案件について（9・6・1号高田松原津波復興祈念公園） ..... p4
- 3 縦覧及び意見書受付 ..... p6

## ■ はじめに

### 1 本日の説明会の概要

東日本大震災で被災した「高田松原公園」付近については、「高田松原津波復興祈念公園」の整備に向けて、平成 25 年 2 月に岩手県が都市計画決定を行い、国、県及び市で整備をすすめてきているところです。今回、今年度の一部供用開始に先立ち、周辺状況を踏まえ、都市計画の変更を行うものです。

(1) 市決定案件について（5・5・1号高田松原公園）

(2) 県決定案件について（9・6・1号高田松原津波復興祈念公園）

### 2 これまでの経緯

9・6・1号高田松原津波復興祈念公園（県決定）

- ・ 平成25年2月 都市計画変更（5・6・1号高田松原公園から変更）

## 1 市決定案件について（5・5・1号高田松原公園）

### (1) 変更の目的

市が災害復旧事業で整備する高田松原公園について、市が新たに都市計画決定を行うものです。

### (2) 変更の内容

都市計画公園に「5・5・1号高田松原公園」を追加する。

#### ① 種別

総合公園（※参照）

#### ② 名称

5・5・1号高田松原公園

#### ③ 位置

陸前高田市高田町字曲松、砂畑、本宿及び中宿

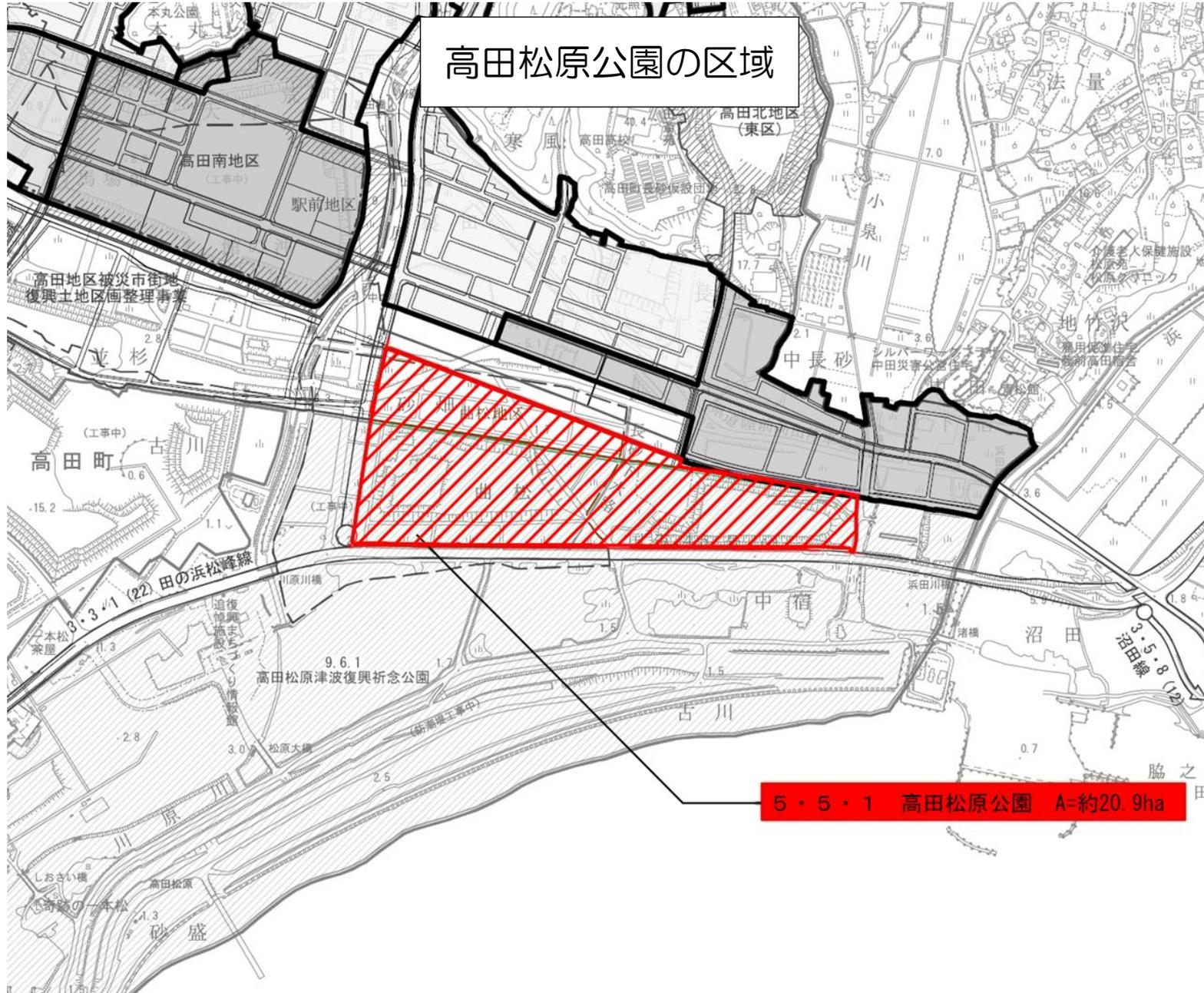
#### ④ 面積

約20.9ha

→区域はp3を参照

※ 総合公園：主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園。規模をおおむね10ha以上とする。（都市計画運用指針）

# 高田松原公園の区域



5・5・1 高田松原公園 A=約20.9ha

## 2 県決定案件について（9・6・1号高田松原津波復興祈念公園）

### (1) 変更の目的

本公園区域内及びその周辺における東日本大震災津波に係る各種災害復旧、復興事業の進展に伴う調整、市が定める都市計画との整合が図られた都市公園とするため、本案のとおり変更するものである。

### (2) 変更の内容

都市計画公園中9・6・1号高田松原津波復興祈念公園を変更する。

#### ① 種別

広域公園（※参照）

#### ② 名称

9・6・1号高田松原津波復興祈念公園

#### ③ 位置

陸前高田市高田町字古川、字曲松、字砂畑、字本宿、字中宿、字下宿及び字館の沖、並びに気仙町字中堰、字砂盛、字木場、字土手影、字川口、字小渕及び字的場、並びに米崎町字沼田並びに各地先の公有水面を含む。

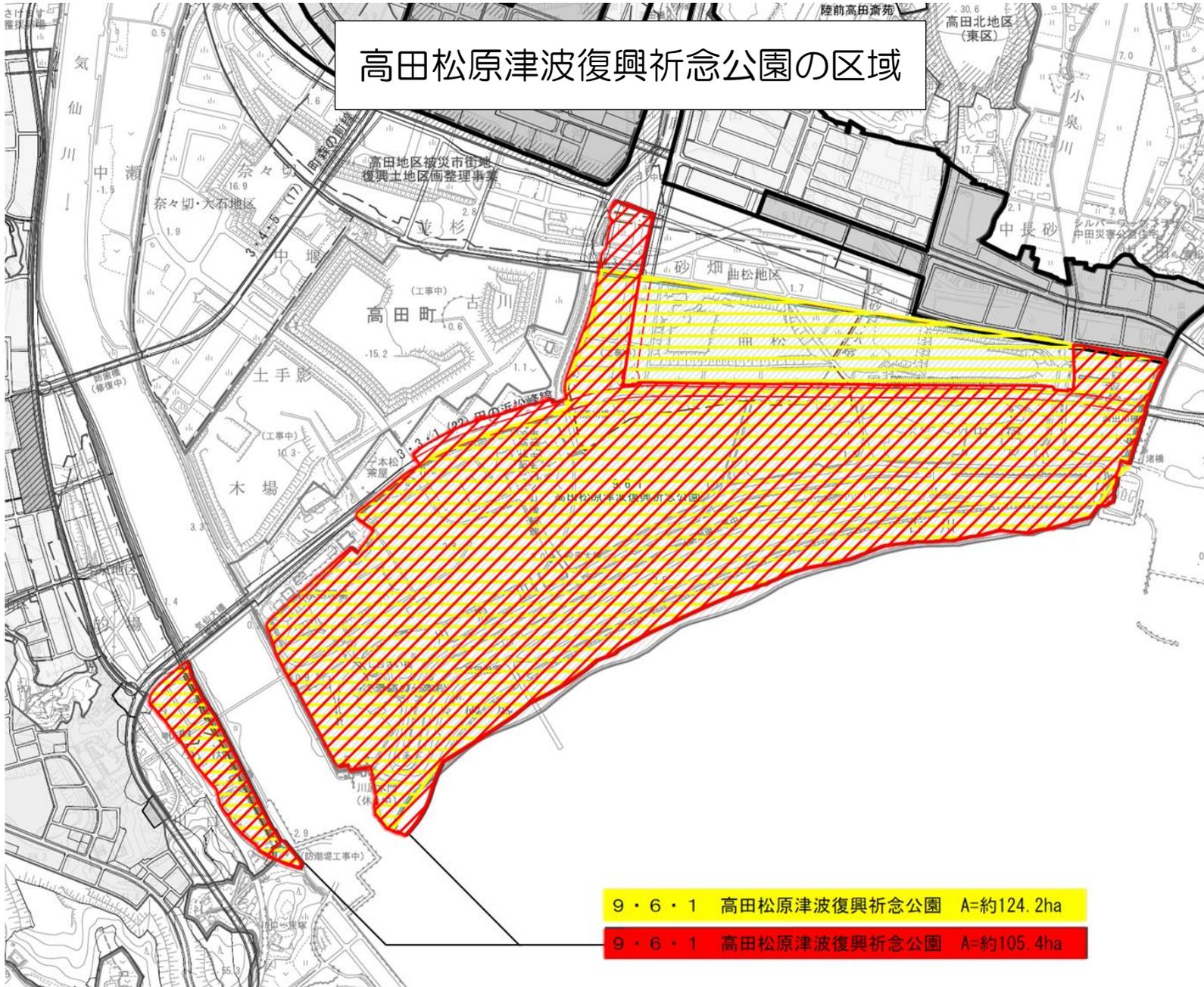
#### ④ 面積

約105.4ha

→区域はp5を参照

※ 広域公園：一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。規模をおおむね50ha以上とする。（都市計画運用指針）

# 高田松原津波復興祈念公園の区域



### 3 縦覧及び意見書受付

1、2で説明した内容について、次のとおり都市計画案の縦覧と意見書の受付を行います。都市計画案について意見のある住民及び利害関係者は、意見書受付期間内に市決定案件については陸前高田市長に対して、県決定案件については岩手県知事に対して、それぞれ意見書を提出できます。

#### (1) 縦覧期間、意見書受付期間（予定）

案 件	縦 覧 ・ 意 見 書 受 付 期 間
市・県決定案件	令和元年6月14日（金）～6月28日（金） 時間 午前8時30分～午後5時15分（土日を除く）

#### (2) 縦覧場所、意見書提出先（予定）

案 件	縦 覧 場 所	意 見 書 提 出 先
市決定案件	陸前高田市役所 3号棟1階 都市計画課	陸前高田市建設部都市計画課 住所 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42番地5 電話 0192-54-2111（内線305）
県決定案件	① 陸前高田市役所 3号棟1階 都市計画課 ② 岩手県庁 県庁7階 県土整備部都市計画課 ③ 大船渡地区合同庁舎 分庁舎2階 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	岩手県県土整備部都市計画課 住所 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話 019-629-5890

#### (3) 意見書提出方法

上記提出先へ持参又は郵送で提出して下さい（意見書受付期間の末日の消印有効）。様式は任意ですが、「意見書」と表記し、案件名、住所、氏名、電話番号を記入してください。提出された意見書は、その要旨を都市計画審議会に提出します。個別には回答しませんので、ご了承願います。

#### (4) 今後のスケジュール

時 期	手 続 き
令和元年5月31日、6月1日	説明会
6月14日～6月28日	縦覧、意見書の提出（予定）
7月	県都市計画審議会（予定）、市都市計画審議会（予定）
8月	都市計画変更の告示（予定）

